

# 告 示

## 埼玉県告示第三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県所沢市大字新郷二〇四番十二、二〇四番二十四

### 二 保安林として指定された目的

耕地の防風

### 三 解除の理由

指定理由の消滅